

様式2-2更新機器・設備情報の記入に関するQ&A

No.	質問内容	回 答
1	整備する機器・設備を複数申請する場合の、様式2-2はどのように記入すればいいか。	様式2-2のエクセルファイルについて、シートを必要数作成のうえ申請してください。 ※事務局におけるとりまとめの関係上、様式2-2について、複数のエクセルファイルを作成して申請することはお控えください。
2	既存機器・設備の消費エネルギーの記入はどうすればいいか。	・定格消費電力を記入する ・カタログ数値を記入する ・年間(月間)使用量や年間(月間)使用時間等から、1時間あたりの使用料を計算する 等の方法で記入してください。
3	既存機器・設備の“一時間あたりの消費エネルギー”のカタログ性能等がわからない場合はどうすればいいか。	「既存機器・設備の情報」欄の“一時間あたりの消費エネルギー”には導入機器と同一メーカーかつ既存機器と同世代相当の機種のカatalog性能等を元に記入してください。 申請の際にはカタログおよびメーカーHPの写しを添付のうえ申請してください。
4	カタログには既存機器・設備の年間(または月)あたりの数値しか載っていないがどうすればいいか。	カタログの数値を元に1時間あたりの数値に割り戻しを行っていただくか、メーカー(もしくは販売代理店等)の担当から機器の性能を証明するための根拠書類を取得し、補助金の公募申請の際に添付してください。なお、根拠書類の様式は任意ですが、根拠書類を発行した方の企業名と担当者名が記名されたものとしてください。
5	導入機の消費エネルギーの記入はどうすればいいか。	・カタログ数値を記入する ・仕様書等の数値を記入する 等の方法で記入してください。
6	10年以上の前のボイラを更新するが、燃焼効率が良い業務用ボイラを導入するのにカタログ上の消費燃料の数値ではうまく数値がでないがどうすればいいか。	下記の計算例を参考に算出してください。 計算例の場合、一時間あたりの消費エネルギー量は、①÷④×⑤=45.5L/hとなります。 なお、カタログ数値が最小値から最大値の範囲等での記載となっている場合は最大値での比較としてください。 (計算例) 既存設備燃料消費量 ①相当蒸発量 : 700kg/h ②燃料消費量 : 50.0L/h ③月稼働時間 : 160h/月 導入設備燃料消費量 ④相当蒸発量 : 1,000kg/h ⑤燃料消費量 : 65.0L/h ⑥月稼働時間 : 160h/月 ① 700kg/h ÷ ④ 1,000kg/h × ⑤ 65.0L/h × ⑥ 160h/月 = 7,280L/月
7	カタログには導入機器・設備の年間(または月)あたりの数値しか載っていないがどうすればいいか。	カタログの数値を元に1時間あたりの数値に割り戻しを行っていただくか、メーカー(もしくは販売代理店等)の担当から機器の性能を証明するための根拠書類を取得し、補助金の公募申請の際に添付してください。なお、根拠書類の様式は任意ですが、根拠書類を発行した方の企業名や担当者名が記名されたものとしてください。
8	24時間365日稼働している機器の使用時間はどのように記載すべきか。	1か月を30日として計算してください。(720時間/月)
9	日や季節によって使用時間がばらばらの場合の使用時間の記入はどうしたらいいか。	年間を通しての平均時間を記入してください。
10	「グリーン購入法調達基準に適合した機器・設備」とは何か。	導入する機器・設備が「グリーン購入法調達基準に適合した機器・設備」であるかの確認をするには、以下の方法があります ・メーカーや販売代理店に確認をする ・環境ラベル(エコマーク等)が付与されているか機器・設備のカタログを確認する 等 (参考)グリーン購入法パンフレット(環境省) https://www.env.go.jp/content/000067259.pdf ※パンフレット10頁目「具体的な製品情報を調べるには」に関連サイトが掲載されています。

様式2-2更新機器・設備情報の記入に関するQ&A

No.	質問内容	回 答	
11	「トップランナー基準を達成した機器・設備」とは何か。	<p>導入する機器・設備の「トップランナー基準を達成した機器・設備」であるかの確認するには以下の方法があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メーカーや販売代理店に確認をする ・緑の省エネルギーラベルが付与されてるか機器・設備のカタログを確認する 等 <p>(参考1)トップランナー制度各対象機器の詳細は https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/</p> <p>(参考2)省エネルギーラベリング制度(HPの下部を参照) https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/retail/</p>	
12	【様式2-2】業務用エアコンについて、室外機と室内機分けて番号を書くべきか。	<p>室外機については、様式2-2において室外機用のシートを個別作成し写真の添付及び機番を記入してください。また、室外機についても室内機と同様に1時間あたり消費エネルギー効果等を記載してください。</p> <p>なお、室外機は業務用エアコン(室内機)の付属品として補助対象となりますので、室外機のみ更新は対象外となります。</p>	8/9追加
13	【様式2-2】業務用エアコンについて、(ワイヤード)リモコンは補助対象か。	<p>業務用エアコンの操作のために必要なものですので、補助対象になります。</p> <p>様式2-2においてワイヤードリモコン用の個別シートを作成してください。なお、「1時間あたりの消費エネルギー」、「使用時間」の記入は不要ですが、写真の添付及び機番を記入してください。機番の記載箇所が不明、写真の撮影ができない等の場合は、写真添付欄に撮影できない理由を記載してください。外観写真は必須です。</p> <p>(他方で、配線用のコードやケーブルカバー等の消耗品のようなものは対象外です。)</p>	8/9追加
14	該当の機番、銘板等の写真を載せる際、既存機器が天井など高いところにあり、撮ることができないがやはり全部写真が必要か。	<p>原則、写真は必要ですが、高所作業車がないと写真が撮影できない、もしくは撮影に危険が伴う等の特別な理由があれば、申請の段階においては写真がなくても可とします。ただし、補助対象者として採択となった場合には、機器・設備を更新(取り外し)のタイミングで写真撮影し、その写真を提出することの承諾を前提とします。</p> <p>そのため、様式2-2においては、写真添付欄に、</p> <p>(1)撮影ができないその理由 (2)補助事業実施の際には取り外した機器・設備を撮影のうえ事務局に提出する旨を記載してください。また、上記の場合でも外観写真は遠方からでもいいので撮影することとしてください。</p>	8/9追加